

○浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金交付要綱

(令和2年11月16日告示第145号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により甚大な被害を受けた本町において、夜間における町民の利便性向上並びに夜間営業を行う町内事業者の経済活動の安定化を図るため、夜間の町民移動サービスを提供する事業者に対し、その事業に要する経費に予算の範囲内において補助金を交付するため、浪江町補助金等の交付等に関する規則（昭和60年浪江町規則第12号）、浪江町補助金交付要綱（昭和60年浪江町訓令第10号）及び浪江町補助金等交付基準（平成21年浪江町訓令第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 夜間 この要綱において、19時から24時をいう。
- (2) 事業 一般乗用旅客自動車運送業又は自動車運転代行業をいう。
- (3) 事業者 浪江町に事業所等を置き、事業活動を行う法人又は個人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 平成23年3月11日以前に浪江町内で事業を営んでいた者で事業を再開する者又は平成31年4月1日以降に浪江町内で新たに事業を創業する者若しくは事業を展開する者
- (2) 浪江町暴力団排除条例（平成26年条例第1号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でない者
- (3) 国土交通省の許可を受けている一般旅客自動車運送業又は福島県公安委員会の認定を受けている自動車運転代行業である者

2 町長は、前項第2号に規定する暴力団員等に関する事項について、県警本部長宛に照会することとする。

(補助対象経費及び補助限度額)

第4条 補助金の交付対象経費は、土地や事務所に係る経費、資格取得に係る経費、車両に係る経費及び広報に係る経費とする。なお、詳細については、別表のとおりとする。ただし、資格取得に係る経費については、補助対象経費の2分の1以内の額であり、資格取得者1人につき15万円を限度とし、そのうち事業者が負担した額とする。また、車両に係る経費のうち車両購入においては、一台あたり50万円を限度とし、一事業者につき2台までを対象とする。

2 補助金の補助限度額は、年間200万円までとする。ただし、その額に満たない場合は、補助対象経費に係る実費額（千円未満切捨て）とする。

(資格取得にかかる制限)

第5条 前条第1項に掲げる資格取得に係る経費について、次の各号全てに該当しなければならない。

- (1) 資格取得できる者は、補助金の交付を受けようとする者に雇用された者で、一事業者につき2人に限る。
- (2) 交付申請する年度内に、資格取得が可能であること。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金交付申請書（様式第1号）、事業計画書及び収支予算書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業開始確認書の写し
 - (2) 国土交通省が発行する一般旅客乗用自動車運送業の許可の写し又は福島県公安委員会が発行する自動車運転代行業の認定証の写し
 - (3) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書
 - (4) その他町長が必要と認めるもの
- 2 他の制度により補助金等の交付を受ける、又は受けている場合、補助金の交付申請をすることができない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は前条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査して補助金の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（様式第3号）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（様式第4号）によりそれぞれ通知するものとする。

(変更承認申請書)

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合は又は中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助対象者は補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、当該年度の3月31日までに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後30日以内（前条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は当該承認通知を受理してから30日以内）又

は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて実績報告書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書及び収支報告書（様式第7号）
- (2) 土地や事務所に係る経費の場合、契約者へ支払ったことが分かる書類
- (3) 資格取得に係る経費の場合、以下の書類の提出をしなければならない。
 - ア 資格の名称及び取得状況等を明らかにする書類
 - イ 入学金、教習受講料等の領収証等、対象経費を明らかにする書類
 - ウ 補助対象者が資格取得した者へ資格取得にかかる経費を支払ったことが分かる書類
 - エ 資格取得した者が、補助対象者に雇用されていることを証明する書類
- (4) 車両に係る経費及び広報に係る経費については、領収書、事業の内容が分かる写真等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(交付額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書（様式第8号）により速やかに補助対象者に通知する。
(補助金の請求)

第11条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第9号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。
(補助金交付の決定の取消し)

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合、当該取り消しに係る場合に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずる。
(財産の処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した、取得価格又は公用の増加価格が10万円を超える財産（制限を受ける期間は5年とする。）を町長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して次に掲げる期間を経過した場合は、この限りではない。
(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1(第 4 条関係)

別表

事業区分	補助対象経費	内訳
(1) 土地や事務所に係る経費	事務所に要する土地及び事務所	賃借料
(2) 資格取得に係る経費	事業者が負担した、普通自動車第二種運転免許取得にかかる経費	入学金、教習受講料、検定料金等 ただし、交通費、図書購入費等は除く これら対象経費の 2 分の 1 以内の額とし、資格取得者 1 人につき 15 万円を限度
(3) 車両に係る経費	事業に要する車両の燃料	燃料費
	事業に要する車両の購入	車両購入費 ただし、一台あたり 50 万円、一事業者につき 2 台まで
(4) 広報に係る経費	事業の周知・広報に要する広報費	印刷製本費

様式第 1 号(第 6 条関係)

浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金交付申請書
[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条関係)

浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金事業計画書及び収支予算書
[別紙参照]

様式第 3 号(第 7 条関係)

浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金交付決定通知書
[別紙参照]

様式第 4 号(第 7 条関係)

浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金不交付決定通知書
[別紙参照]

様式第 5 号(第 8 条関係)

浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金変更承認申請書
[別紙参照]

様式第 6 号(第 9 条関係)

浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金実績報告書
[別紙参照]

様式第 7 号(第 9 条関係)

浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金事業報告書及び収支報告書
[別紙参照]

様式第 8 号(第 10 条関係)

浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金交付額確定通知書
[別紙参照]

様式第 9 号(第 11 条関係)

浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金交付請求書
[別紙参照]